

企業法制および投資ファンド規制に対する連合の考え方

はじめに

グローバル化の大きな「うねり」の中で、先進諸国における市場原理主義的な経済・財政運営が、世界規模での富の集中と格差の拡大・固定化を引き起こしてきた。実体経済とかけ離れた貪欲な「金融マネー」は、世界中のあらゆる市場を席卷し、経済の金融化（Financialisation）が実体経済に暗い影を落としている。

そのような中、会社を売買の対象物としか捉えていない一部の投資ファンド（※）が、莫大な資金を背景に、株主至上主義を振りかざし、労働者をはじめとした会社を取り巻く様々なステークホルダーの利益を顧みることのない企業買収やリストラを繰り返し、雇用・労働問題にまで発展する事例や本来であれば労働者に分配されるはずの利益が外部に流出する事例も出ている。また、事業会社間でも世界的な競争激化の中で、企業の生き残りをかけた事業再編など、敵対的買収を含めたM&A が活発になる中で、「企業価値とは何か」を巡り様々な場面で、多くの議論が行われている。

一方、投資ファンドに資金を提供する機関投資家に対しては、社会的責任投資（SRI）を求める動きが強まっている。国際労働運動は、年金や退職金の積立金等の運用を通して企業行動や金融市場に一定の規律をもたらす取り組みを続けてきた。その取り組みは、年金基金等に「環境・社会・コーポレートガバナンス（ESG）」の配慮を求める国連「責任投資原則」の発足により、急激な広がりを見せている。

連合は、この間、「ヘッジファンド、PE ファンド等に関する政策的課題と対応の考え方」（2007年9月）を取りまとめ、具体的な政策案については、別途、政策委員会で確認することとした。また、金融市場および投資ファンド規制等に関する調査団の派遣（2007年11月：英国、2008年6月：米国）、さらにはOECD-TUACにおける各国ナショナルセンターとの意見交換等を継続的に行ってきた。

以上を踏まえ、今般、企業法制および投資ファンド規制に関する連合の考え方を取りまとめることとした。

なお、いわゆるサブ・プライムローン問題に端を発した金融危機により、「金融マネー」のバブルは崩壊し、市場原理主義は終焉を迎えている。国際金融市場の改革に向けた課題や方向性については、ITUC やOECD-TUAC との連携を含め、今後、さらに検討を進めることとする。

※本「考え方」でいう「投資ファンド」とは、企業経営の意思がないにもかかわらず、自己資金を上回る借り入れなどにより資金調達を行い、株主至上主義を振りかざしながら、高配当や株価上げだけを目的とするアクティビスト的な投資ファンド等をさす。

1. 基本的な考え方

(中略)

(3) 投資ファンド規制と社会的責任投資の重要性

また、投資ファンドについては、昨今の金融危機の煽りを受け、急激な資金流出が続いている。しかしながら、投資ファンドが不十分な情報開示のもと、課税逃れを行い、労働者と向き合おうとしない状況は続いている。この状況を改善するためには、投資ファンドの透明性や税に関する規制を国際的な連携の下で強化していくことが必要である。

一方、年金積立金等のワーカーズキャピタルが、一部の投資ファンドを経由して、結果として雇用を不安定にし、労働条件を劣悪にする一因となっていることも問題である。欧米を中心に、投資先企業の雇用や労働条件への影響を監視し、また運用受託者に対しては被買収企業の労働者へ配慮を義務づける年金基金が増えている。日本においても、年金基金等の運用方針に雇用や労働条件への影響への配慮などを組み入れることが必要である。

2. 具体的な考え方

(中略)

(3) 社会的責任投資に対する考え方

公的年金および企業年金の運用主体は、企業の社会的責任を促進し、企業買収における被買収企業の労働者を保護するため、国連「責任投資原則」(PRI)を踏まえ、運用方針に「環境、社会(労働)、コーポレートガバナンス」(ESG)を盛り込む。

○公的年金および企業年金の運用主体は、機関投資家等に社会的に責任のある投資を求める国連「責任投資原則」(PRI)に署名し、次の事項を運用方針に盛り込む。

- 株主義決権行使、株式の売買等については、投資先企業の中核的労働基準(結社の自由と団体交渉の保障、強制労働の廃止、児童労働の撲滅、職場における差別の撤廃)の遵守状況を考慮する。
- 運用受託者(機関)等に対して、企業の買収の際には、被買収企業の労働者を保護し、既存の労働条件等が不利益に変更されないことを徹底する。

○社会的責任投資が受託者責任の観点から問題ないことを担保するため、イギリス年金法を参考に、年金運用を包括的に規定する「年金基本法」を制定する。

○公的年金等の運用機関の運営組織および運用方針を決定する委員会を、被保険者の意見が直接的に代表される構成に改める。

○企業年金基金へは、労働側理事への投資教育を徹底させる。連合は、企業年金労働側理事に対して「社会的年金積立金運用ガイドライン(仮称)」を示す。